

社会福祉法人神戸あゆみの会
役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸あゆみの会（以下「法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員および評議員等（以下「役員等」という）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員が理事会の決議事項について、書面又は電磁的記録により意思表示したときは、理事会に出席したときと同様に、別表1により報酬を支給することができる。
- 3 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 4 評議員が評議員会の決議事項について、書面又は電磁的記録により意思表示したときは、評議員会に出席したときと同様に、別表1により報酬を支給することができる。
- 5 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 報酬等の額については、次のとおりとする。

- (1) 前条により支給する報酬並びに費用弁償の額は、別表1のとおりとする。
- 2 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、別表2により支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、または各月毎に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(重複支給)

第8条 第3条および第5条に定める職務を同一期日に合わせて執行した場合、報酬および費用弁償については、重複して支給しない。ただし、第3条第1項と第2項を同一期日に合わせて執行した場合、報酬は重複して支給するものとする。

- 2 同一期日に複数の職務を執行し、その職務が同一場所である場合、費用弁償については、重複して支給しない。

(当法人職員給与との併給)

第9条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成２９年６月２０日より施行する。

「社会福祉法人神戸あゆみの会 役員等費用弁償規程」(平成１７年４月１日施行)は、平成２９年６月１９日で廃止する。

平成３０年７月１日 一部改正する。

平成３１年４月１日 一部改正する。

令和 ３年４月１日 一部改正する。

別表 1 第 4 条関係 (報酬・費用弁償の額)

(1) 評議員

職務の名称	報 酬 (税控除後)
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事

職務の名称	報 酬 (税控除後)
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

職務の名称	報 酬 (税控除後)
監事監査への出席	30,000円
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表 2-1 第 5 条関係 (出張旅費の額)

交通費	宿泊費	日 当
実費	実 費	10,000円

・交通費の実費額の算出は、別表 2-2 によるものとする。

別表 2-2 第 5 条関係 (出張交通費の額)

区 分		金 額
鉄道賃 船 賃	旅客運賃	実費
	急行料金	
	特急料金	
	座席指定料金	
	寝台料金	
航空賃	旅客運賃	実 費
車 賃	旅客運賃	実 費
	私有自動車	1 キロメートルにつき 20 円
	私有二輪車	1 キロメートルにつき 7 円